

「事業譲渡等の見込みについて」 骨子

1. 基本方針

- (1) 早期譲渡
- (2) 優良な顧客基盤・資産の維持
- (3) 経費の削減
- (4) 地域金融機能の維持
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 責任追及体制の確立

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、早期の事業譲渡を図る。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び、善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡できるよう努力する。